

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 釜 范 敏  
常任理事 神 村 裕 子  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施体制の構築を踏まえた  
労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施について（周知依頼）

今般、厚生労働省労働基健康局健康課予防接種室ならびに労働基準局安全衛生部労働衛生課より本会宛に件名の周知依頼がございました。

労働安全衛生法第66条第1項においては、事業者は、労働者に対し、定期的に健康診断を実施することとされています。しかしながら、現在高齢者に対する新型コロナウイルス感染症予防接種の実施体制構築が早急に必要となっており、健康診断実施機関等が同予防接種の業務を優先し、労働者の定期健康診断受診が困難になる可能性があります。この場合、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があるとして運用されているところです。（令和2年6月3日付日医発第195号）。

本通知は、自治体から健診実施機関等に対し、ワクチン接種の要請が来た場合、企業の健康診断のスケジュールもみつつ、ワクチン接種に柔軟に対応することを促すものです。つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

【本通知の発出先】

日本医師会 日本医師会全国労働衛生団体連合会 全日本病院協会 日本人間ドック学会  
予防医学事業中央会 結核予防会 日本病院会 日本総合健診医学会  
各都道府県労働局労働基準部健康主務課  
各都道府県衛生主管部（局）

事務連絡  
令和3年5月18日

日本医師会 御中

厚生労働省  
健康局健康課予防接種室  
( 契 印 省 略 )  
労働基準局安全衛生部労働衛生課  
( 契 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施体制の構築を踏まえた  
労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、高齢者の早期の接種に政府を挙げて取り組んでいくことが重要となり、可及的すみやかに十分な実施体制の構築が必要となっているところです。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項においては、事業者は、労働者に対し、定期的に健康診断を実施することとされていますが、自治体の要請や上記の状況を踏まえ、健康診断実施機関等が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の業務を優先して実施することとなることが考えられます。

健康診断実施機関等が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の業務を優先して実施する場合においては、法第66条第1項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条の2及び第47条の規定に基づく健康診断の実施については、健康診断実施機関等の予約が取れない等の事情により、やむを得ず規定の期限内の実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があるとして運用しているところです（令和2年3月3日付け基発0303第1号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について」参照）。

また、以上について了知いただくとともに、都道府県におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の業務の運用を行う市区町村に対して、健康診断実施機関等におかれては、傘下の関係団体及び機関に対し、周知いただきますようお願いいたします。